

第 6340 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 12日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 株式のクロス取引

Q : 含み損のある株式を一旦売却して、損出しをした後に買い戻しをしようと思います。何か問題ありますか？

A : 個人と法人では取扱いが違います。

【解説】

同じ日に同じ銘柄の株式の売りと買いを同時に行うことをクロス取引といいます。法人と個人では次のように取扱いが違ってきます。

①法人

法人が、同一の有価証券を売却した直後に購入している場合において、その売却をした有価証券の買戻し又は再購入をする同時の契約があるときは、その売却をした有価証券のうちその買戻し又は再購入した部分は、その売却がなかったものとして取り扱うこととなっています(つまり、売却損を認識しない)。この場合、同時契約でない場合であっても、それらの契約が予定されたものであり、かつ、売りと買いの価額が同一になるように設定されているときは、同時の契約があるものとして取り扱われます。

この取扱いは、購入の直後に売却する場合も同じです。

②個人

個人の場合は、市場で売買しておれば、クロス取引であっても損失は損失として取り扱われます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】